

平成29年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 下海老寺方線道路改良工事
都市整備部道路整備課
- 3 監査実施期間 平成30年1月24日から平成30年1月26日まで
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【都市整備部道路整備課】

<p>1 2) (1) 施工管理に係る書類について 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の内、建設汚泥のA票が見当たらなかった。探した結果見つかったが、適切に管理すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月24日 受注者に対し、産業廃棄物管理票の適正管理について指導した。</p>
<p>4 (1) 民有地の処理について 一部の区間において、側溝設置にともない民有地の法面加工を行っている。当該法面の処理について、所有者から口頭による承諾は得ているということであるが、口頭だけではなく書面でも残すようにし、施工後のトラブルが発生しないよう配慮すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月26日 民有地内での形状変更については、今後は、所有者から書面による承諾を得るよう課内で周知を図った。</p>
<p>4 (2) 地質調査結果について 当該道路の事業開始前に行った地質調査結果に比べて、当該工事区間の地質が悪く、地盤改良材の増量が必要となった。今後の工事に生かせるよう当初地質調査結果と実際の現場での地質調査結果を対比した資料を作成し、適切な調査箇所や本数について検証すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月26日 当初地質調査の結果と実際の現場での地質調査の結果とを対比した資料を作成し検証を行った。事前のボーリング調査の実施箇所と平成28年度に施工した本工事の隣接箇所において、一定の地層が連続していることを確認しており、その結果に基づき過去の土質試験箇所における地盤改良材の配合率を本工事箇所においても使用することとしたが、本工事箇所はその試験箇所から300m近く離れていたことなどから土質の差異が生じ、この配合率を使用することができず、地盤改良材の増量が必要になったと考えられる。今後は、現地の地形や地質、土質試験箇所からの距離などを総合的に勘案しながら、現場に適した調査箇所や本数を検討していく。</p>
<p>4 (3) 事業完了年数について 当該道路事業の全体計画は7年の予定であったが、結果的に12年かかることとなった。なぜ事業年数が延びることになったのか要因を分析し、事業年数が伸びたことによる経済的損失や費用対効果などトータルの事業効果を検証することにより、今後の工事における工期短縮に生かすこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月 9日 地元説明を継続的に行っていたが、一部地権者の理解を得られず、用地買収等が難航し、事業年数が5年延伸する結果となった。これにより費用対効果の低下があったものと考えられる。今後は、地権者などに丁寧な事業説明に努め、事業への協力をいただき、費用対効果が最大限発揮できるよう事業進捗を図っていく。</p>

平成29年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 中央緑地サッカー場整備工事
教育委員会国体推進課
- 3 監査実施期間 平成30年1月24日から平成30年1月26日まで
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【教育委員会国体推進課】

<p>1 2) (2) 使用材料承諾願及び試験・検査等に関する書類について 人工芝に関しては工場検査が行われ、その結果は記録し、保管されていたが、工場検査実施に関する事前の書類（検査計画書）が保管されていなかった。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月19日 工場検査実施に関する事前書類（検査計画書）について、今後は書類作成をし、それに基づき検査を行うとともに、保管を行うよう改めた。</p>
<p>4 (1) 環境への配慮について 塩ビ管の接着剤などの特定化学物質のリスクアセスメントを実施するなど環境への配慮を行っている。四日市市が公害の経験を生かしてまちづくりを行っているということを広く市民にもPRするため、環境に配慮した工事を行っているということが周知できるような方策について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月19日 環境に配慮した工事によって整備された施設であることをクラブハウス内に掲示し、利用者に周知できるようにした。</p>
<p>4 (2) サッカー場における金属製スパイクシューズの使用について 特記仕様書の中のサッカー場（ロングパイル人工芝）工事における保証期間等の免責事項に「人工芝に著しい損傷を与える可能性のある金属製スパイクシューズを使用した場合」とある。実際の使用に際しては事前の使用申し込み等の際に金属製スパイクシューズを使用しないよう十分に周知を行い、適正な使用に配慮するよう担当課に引き継ぐこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月19日 スポーツ課への所管換えの際に、人工芝に著しい損傷を与える恐れのある一部の金属製スパイクシューズの使用禁止にかかる周知について引継ぎを行った。スポーツ課においては、その旨をクラブハウス内に掲示し、利用者に対して十分な周知を行っていることを確認した。</p>
<p>4 (3) 排水施設について 排水施設については別途工事において改良が加えられるとのことであるが、過去に浸水したこともあることから、施設完成後も排水施設の点検をこまめに行い、浸水被害が発生しないように十分留意するよう担当課に引き継ぐこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月19日 スポーツ課への所管換えの際に、排水施設のこまめな点検の必要性について引継ぎを行った。スポーツ課においては排水施設の点検・清掃等を毎日行い、浸水被害が発生しないように十分留意していることを確認した。</p>